

船舶事故調査報告書

平成21年10月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員長 後藤昇弘
 委員 楠木行雄
 委員 横山鐵男（部会長）
 委員 山本哲也
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成21年6月30日 18時50分ごろ
発生場所	北海道根室市 ^{はほまい} 歯舞漁港 歯舞漁業協同組合前岸壁 （概位 北緯43°20.5′ 東経145°45.5′）
事故調査の経過	平成21年7月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 第五十八 ^{しょうとく} 正徳丸、13トン HK2-23204（漁船登録番号）、個人所有 14.15m(Lr)×3.88m×1.14m、軽合金 ディーゼル機関、504kW（漁船法馬力数）、平成12年3月 船長 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成1年5月26日 免許証交付日 平成20年12月22日 （平成26年5月25日まで有効） 漁ろう長 男性 45歳 甲板員A 男性 48歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか6人が乗り組み、さけ・ます流し網漁を終え、平成21年6月30日17時45分ごろ歯舞漁港に入港した。 本船は、甲板員Aが1人で船首部甲板に設置された水揚げ用ドラムの操作につき、船長及び漁ろう長を含む他の乗組員が魚倉内で、乗組員の家族や友人が甲板及び岸壁上で漁獲物の運搬に当たって水揚げ作業を行った。 甲板員Aは、漁獲物を入れた約15kgのコンテナを魚倉から揚げていた。 18時50分ごろ、水揚げを手伝っていた友人は、上甲板の位置で停止されるはずのコンテナがブーム先端の滑車まで上がりきったことから、甲板員Aのいる方を見たところ、甲板員Aが水揚げ用ドラムにワイヤーとともに巻き込まれているのを知り、すぐ水揚げ用ドラムの回転を停止した。 甲板員Aは、救急車で病院に搬送されたが、顔面粉砕骨折及び脳挫創により即死したものと検案された。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 霧雨、風向 東南東、風力 4、視程 1.2 km 海象：波高 平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、水揚げ作業の経験が豊富であった。 甲板員Aは、ふだんからカップを着用して水揚げ作業に当たっていた。 甲板員Aは、背中から風を受けて水揚げ用ドラムの船首左舷側に立ち、同ドラム越しに船尾側の魚倉を見ながら操作していた。 甲板員Aは、カップ上衣のチャックをしていなかった。 甲板員Aのカップ上衣の右すそが水揚げ用ドラムに巻き込まれていた。 甲板員Aの健康状態は良好であった。 甲板員Aは、水揚げ用ドラムと甲板間で身体が「く」の字に曲がり、頭部が水揚げ用ドラムと甲板に挟まれて押しつぶされた状態で発見された。 事故発生当時、船長は魚倉内でコンテナへ漁獲物を積み込んでいた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり（甲板員A） あり なし (1) 死因は、顔面粉砕骨折及び脳挫創であった。 以下の状況が生じた可能性があったものと考えられるが、いずれも明らかにすることはできなかった。 (2) 甲板員Aは、チャックをしていなかったカップ上衣の右すそが、背中から風を受けてはためいて、水揚げ用ドラムにワイヤーとともに巻き込まれた。 (3) 上がりきったフックが滑車で止められたのちも、水揚げ用ドラムで巻き続けられてワイヤーが張り、強く引き込まれた甲板員Aの頭部が水揚げ用ドラムと甲板に挟まれて圧迫された。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、齒舞漁港において水揚げ作業中、甲板員Aが、操作に当たっていた水揚げ用ドラムにワイヤーとともに巻き込まれたため、発生した可能性があると考えられる。</p>	